

寒川町臨時職員の給与等に関する規則新旧対照表

現 行	改 正 案
～ 略 ～ (用語の意義) 第2条 この規則において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。 (1) <u>臨時的に任用される職員(以下「臨時的任用職員」という。)</u> <u>地方公務員法(昭和25年法律第261号)第22条第5項に規定する職員及び地方公務員の育児休業等に関する法律(平成3年法律第110号)第6条に規定する職員をいう。</u> (2) <u>常勤を要しない職員(短時間勤務職員を除く。以下「非常勤職員」という。)</u> <u>次に掲げる職員</u> <u>をいう。</u> ア <u>常勤職員の1週の勤務時間の4分の3を超えない勤務時間をもって雇用される職員</u> イ (略)	～ 略 ～ (用語の意義) 第2条 この規則において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。 (1) <u>臨時的任用職員</u> <u>次に掲げる臨時的に任用される職員をいう。</u> ア <u>地方公務員法(昭和25年法律第261号)第22条第5項に規定する職員</u> イ <u>地方公務員の育児休業等に関する法律(平成3年法律第110号)第6条に規定する職員</u> (2) <u>非常勤職員</u> <u>次に掲げる常勤を要しない職員(短時間勤務職員を除く。)をいう。</u> ア <u>4週間を超えない期間につき1週間当たり30時間以内(休憩時間を除く。)の勤務時間をもって雇用される職員</u> イ (略)
～ 略 ～ (給与) 第6条 (略) 2 前項の賃金は、次の各号の職員に対し、当該各号に定めるところによる。 (1) <u>第2条第1号の臨時的任用職員</u> <u>臨時的任用職員月額賃金表(別表第1)</u> (2) <u>第2条第2号の非常勤職員のうち同号ア</u> <u>に該当する職員</u> <u>非常勤職員月額賃金表(別表第2)</u> (3) <u>第2条第2号の非常勤職員のうち同号イ</u> <u>に該当する職員</u> <u>予算の範囲内で任命権者が定める。</u> 3・4 (略)	～ 略 ～ (給与) 第6条 (略) 2 前項の賃金は、次の各号の職員に対し、当該各号に定めるところによる。 (1) <u>臨時的任用職員</u> <u>臨時的任用職員月額賃金表(別表第1)</u> (2) <u>非常勤職員のうち第2条第2号ア</u> <u>に該当する職員</u> <u>非常勤職員月額賃金表(別表第2)</u> (3) <u>非常勤職員のうち第2条第2号イ</u> <u>に該当する職員</u> <u>予算の範囲内で任命権者が定める。</u> 3・4 (略)
～ 略 ～ (給与の支給方法) 第13条 給与の支給方法は、正規の職員の例による。ただし、<u>第2条第2号イに規定</u>	～ 略 ～ (給与の支給方法) 第13条 給与の支給方法は、正規の職員の例による。ただし、<u>非常勤職員のうち第</u>

する _____ 職員については、
当月分を翌月の20日に支給するものと
し、その日が日曜日、土曜日若しくは休
日にあたるとき、又は町長が特に認めた
場合は、繰り上げて支給することができる。

～略～

別表第2(第6条関係)

非常勤職員月額賃金表

号給	賃金月額
1	105,100円
2	108,500
3	111,800
4	115,700
5	120,200
6	124,600
7	132,500
8	137,500
9	142,700
10	147,000
11	150,900
12	154,700
13	158,500
14	161,700
15	164,400
16	167,000
17	169,600
18	172,400
19	174,600
20	176,700
21	179,000
22	181,100
23	183,200
24	184,600

～略～

2条第2号イに該当する職員については、
当月分を翌月の20日に支給するものと
し、その日が日曜日、土曜日若しくは休
日にあたるとき、又は町長が特に認めた
場合は、繰り上げて支給することができる。

～略～

別表第2(第6条関係)

非常勤職員月額賃金表

号給	賃金月額
1	107,900円
2	111,300
3	114,700
4	118,800
5	123,400
6	127,900
7	136,100
8	141,100
9	146,500
10	150,900
11	154,900
12	158,900
13	162,700
14	166,000
15	168,800
16	171,400
17	174,100
18	176,900
19	179,300
20	181,400
21	183,800
22	186,000
23	188,100
24	189,500

～略～

附 則

(施行期日)

1 この規則は、平成28年10月1日から施行
する。

(経過措置)

2 この規則の施行の際現にこの規則によ

	<u>る改正前の寒川町臨時職員の給与等に関する規則第2条2号アに規定する非常勤職員として雇用されている者の当該雇用に係る契約期間中における給与、勤務時間その他の勤務条件については、なお従前の例による。</u>
--	---